明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○教育公務員特例法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二二）　二

○民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部の施行期日を定める政令（二三）　三

○民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行令（二四）　四

〔省　令〕

○行政書士法施行規則の一部を改正する省令（**総務**六）　七

○一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部を改正する省令（**経済産業**七）　八

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号ト の規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同九四）　八

○平成二十九年二月六日付けをもって土地の使用を認定した件（**防衛**一五～一七）　九

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕

警察庁　最高裁判所　九

〔叙位・叙勲〕　九

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

労働　一〇

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇

〔公　告〕

官庁　一〇

財団、土地家屋調査士懲戒処分、金融商品取引業者営業保証金取戻し、公示送達、建設業の許可の取消処分関係　一〇

裁判所　一〇

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

会社その他　一〇

本号で公布された法令のあらまし

◇教育公務員特例法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二二号）（文部科学省）

一　教育公務員特例法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　教育公務員特例法（昭和二四年法律第一号。以下「法」という。）第二一条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とすることとした。

㈠　臨時的に任用された者

㈡　地方公務員法（昭和二五年法律第二六一号）第二六条の六第七項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一〇一号）第六条第一項若しくは第一八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成一四年法律第四八号）第三条第一項若しくは第二項、第四条若しくは第五条の規定により任期を定めて採用された者

2　法第二四条第一項の政令で定める者である同項に規定する中堅教諭等資質向上研修（以下「中堅教諭等資質向上研修」という。）の対象から除く者は、次に掲げる者とすることとした。

㈠　臨時的に任用された者

㈡　他の任命権者が実施する中堅教諭等資質向上研修を受けた者で、任命権者が当該者の能力、適性等を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認めるもの

㈢　地方公務員法第二六条の六第七項、地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項若しくは第一八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第三条第一項若しくは第二項、第四条若しくは第五条の規定により任期を定めて採用された者

㈣　指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、任命権者が当該者の経験の程度を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認めるもの